

## 6 身体障害者手帳



身体障害者手帳は、身体に一定の障害のある人に対して、身体障害者福祉法に基づき、その自立を援護するために交付されるものです。この手帳を所持することにより、各種の福祉サービスを受けることができるようになります。

交付の対象となる障害は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能があり、その障害の程度により1級から7級まであります（7級は手帳交付されません）。

※心臓機能障害の方は、再認定が必要な場合があります。

（P93・94 身体障害者障害程度等級表参照）

### <手続き>

申請書に県の指定医師による診断書及び写真（縦4cm×横3cm）を添えて申請してください。

県の指定医師については、福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザ（福祉申請窓口）へお問い合わせください。

また、次のような場合も手続きしてください。

手帳を紛失したとき	手帳を破損したとき	障害の程度変更、障害追加のとき	住所・氏名変更、本人死亡のとき
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>写真</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>手帳</li> <li>写真</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>診断書</li> <li>手帳</li> <li>写真</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（死亡の場合は届書）</li> <li>手帳</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> <li>※市外への転出は転出先で手続き</li> </ul>

（申請書類：福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）、南・北出張所に備えてあります。）

## 7 療育手帳

療育手帳は、知的に障害のある人・児童に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために交付される手帳です。

障害の程度は、「A」又は「B」で記載されます。

「A」は重度、「B」は中・軽度の障害に該当します。

※再判定が必要な場合があります。

### <手続き>

申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm）を福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に提出し、別に指定する日に児童相談所又は知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。

また、次のような場合も手続きしてください。

手帳を紛失したとき	手帳を破損したとき	住所・氏名・保護者変更のとき	本人死亡のとき
<ul style="list-style-type: none"><li>申請書</li><li>写真</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書</li><li>手帳</li><li>写真</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書</li><li>手帳</li></ul> <p>※市外への転出は転出先で手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>手帳</li></ul>

（申請書類：福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に備えてあります。南・北出張所では手続きできません。）

## 8 精神障害者保健福祉手帳



精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に、その自立と社会参加の促進を図るために交付されるものです。この手帳を所持することにより、各種支援制度を受けることができます。

障害の等級は、1級から3級までです。

※ 2年ごとに更新の手続きが必要です。

### <手続き>

次の区分ごとに、それぞれ掲げられた書類を、福祉課、各総合事務所又は福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に提出してください。

① 障害年金（精神障害によるもの）又は特別障害給付金を受給している場合

申請書、年金証書等の写し、同意書、  
写真（縦4cm×横3cm）

② 障害年金（精神障害によるもの）を受給していない場合

申請書、医師の診断書、写真（縦4cm×横3cm）

また、次のような場合も手続きしてください。

手帳を紛失したとき	手帳を破損したとき	障害の程度変更のとき	住所・氏名変更、本人死亡のとき
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>写真</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>手帳</li> <li>写真</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書</li> <li>手帳</li> <li>診断書 ※年金証書の写しで足りる場合があります</li> <li>写真</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（届書）</li> <li>手帳</li> <li>マイナンバー（個人番号）がわかるもの</li> <li>※市外への転出は転出先で手続き</li> </ul>

（申請書類：福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に備えてあります。）

※診断書による申請は、精神障害に係る初診日から6か月以上経過している必要があります。

※写真の添付がなくても交付できますが、バス運賃の割引などが受けられなくなります。